岐阜市 岡崎市 和歌山市	四五二、六二一円
札幌市 前橋市 富山市 金沢市 福井市 松本市 長野市 姫路市 豊橋市 北九州市 岡山市 長崎市	四四八、四〇八円
栃木市 新潟市 徳島市	四三九、九八三円
上記以外の市町村	四三五、七七〇円

第七条第三項の表中「三〇、五三四円」を「三〇、五六三円」に、「二七、〇三九円」を「二七、〇六四円」に、「二六、〇九〇円」を「二六、一一四円」に、「二〇、六〇三円」を「二〇、六二二円」に改め、同条第四項中「五千八百九十五円」を「五千九百十五円」に、「千六十円」を「千六十三円」に改める。

第七条の二第二項中「五千八百九十五円」を「五千九百十五円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。